

第百二十回 参議院通信委員会會議録第八号

平成三年四月二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

吉田 達男君

三月二十八日

中野 鉄造君

補欠選任

山田 健一君

補欠選任

鶴岡 洋君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

一井 淳治君

陣内 孝雄君

永田 良雄君

大森 昭君

星川 保松君

委員

長田 裕二君

沢田 一精君

中曾根弘文君

平野 清君

松浦 孝治君

守住 有信君

國弘 正雄君

三重野栄子君

鶴岡 洋君

山中 郁子君

足立 良平君

国務大臣

郵政大臣

閣谷 勝嗣君

郵政大臣官房長

木下 昌浩君

事務局側

郵政省簡易保険局長

西井 烈君

常任委員会専門員

大野 敏行君

本日の會議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(一井淳治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十七日、吉田達男君が委員を辞任され、その補欠として山田健一君が選任されました。また、同月二十八日、中野鉄造君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡洋君が選任されました。

○委員長(一井淳治君) 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三重野栄子君 簡易生命保険法の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、次のような質問をさせていただきます。

簡易保険は大正五年、郵便年金は大正十五年の創業以来、広く国民に保険と年金のサービスが提供されてまいりましたけれども、このたび御提示の法律案の提案理由にもありますように、今日までの社会経済情勢の推移、保険や年金の需要の動向によって改善充実されてきたと存じます。したがって、簡易保険・郵便年金の今日までに留意された主な改善点、あわせて平成二年度の事業の契約と普及状況について伺いをいたします。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。簡易保険は、先生ただいまお話しになりましたように大正五年、郵便年金は十五年の創業でございますが、当時の社会経済情勢からいたしまして、この二つの制度は国民に大変好評をもつて受け入れられまして、順調に発展を遂げてまいりました。でございますけれども、戦後のインフレによりまして簡易保険・郵便年金とも大変な打撃を受けました。

簡易保険につきましては、その後昭和三十年代に入りましてから急速な回復を見まして、以後順調に発展を遂げてまいりました。郵便年金につきましても、インフレの打撃から販売が低迷をいたしてまいりまして、昭和四十四年以降は残念ながら新規契約の募集を差し控えるというような状況に立ち至ったわけでございます。その後高齢化社会の到来が社会問題となつてまいりましたことなども考慮いたしまして、昭和五十六年に郵便年金につきましても年金額の増進を新たに取り入れまして、さらに剰余金による年金の積み増し制度を導入いたしました新しい郵便年金制度として再出発いたしましたわけでございます。約十年になるわけでございますが、その後順調に発展を遂げておる、こういう状況でございます。

その後の高齢化社会の進展あるいは国民の生活様式が多様化、価値観の変化等もございまして、若いときから生涯にわたって保障のニーズが高まってきたというようなことも考慮いたしまして、昨年の法律改正によりまして簡易保険と郵便年金の制度を統合いたしました。本年度、実は昨日からでございますけれども、新しい簡易保険制度としてスタートいたしましたところでございます。お尋ねの簡易保険・郵便年金の現在の状況につ

いて申し上げさせていただきますと思います。

簡易保険につきましては、平成二年度二月末現在の新規契約の状況でございますけれども、約七百三十二万件ということで、保険金額にいたしまして十七兆九百九十一億円という状況でございます。前年同期に比べましてそれぞれ九・六%増、それから一五・六%増ということで、順調に伸びておるという状況でございます。これによりまして、保有契約は件数にいたしまして六千八百八十七万件、保険金額で百三十三兆五千三百四十億円という状況でございます。前年同期に比べますとそれぞれ四・八%の増、九・二%の増という状況でございます。ちなみに人口千人当たりの加入件数は五百六十一件ということでございまして、前年に比べまして二十四件増加をいたしております。

それから、郵便年金の方でございますけれども、平成三年の二月末現在の新規契約でございますけれども、件数にいたしまして五十万件、年金額が一千六百五億円でございまして、前年同期に比べましてそれぞれ三七・九%増、四三・三%増ということで、大幅に伸びておるという状況でございます。その結果、保有契約は、件数にいたしまして百九十一万件、年金額にいたしまして四千二百億円という状況でございます。前年同期に比べましてそれぞれ三三・八%増、三三・三%増ということでございまして、このように順調に推移をいたしているわけでございますけれども、普及という面で見ますと、人口千人当たりで十五・六件という状況でございます。まだまだ普及の状況は低い状況にあるということでございまして、これからの高齢化社会に向けて、私どもといったしましてはなお一層年金の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、資金量でございますけれども、年々

着実に増加をいたしております。本年の一月にトータルで五十兆円を超えました。二月末で五十兆五千五百三十億円という状況になっております。

以上、御説明させていただきます。

○三重野栄子君 大変努力をされておられて、国民の皆様にもいい影響があるというふうに思います。

ところで、そういう状況の中でございますが、このたび御提示の法律案は、簡易生命保険法第二十四条第二項中の七十二万円を九十万円に改めるというものでありますけれども、平成二年九月に実施されました個人年金に関する市場調査によりますと、夫婦で豊かな老後生活を送るために必要な生活費は平均三十五万七千円とあります。また、老後の生活について何らかの不安を持っていますかという問いについては、六二・一％の人が不安があるという状況にあります。

このたびの加入限度額の改正が九十万円ということについてでございますけれども、「社会経済情勢の推移及び保険需要の動向」というような形で提案理由が述べられておりますが、このアンケート結果に比べますといささか疑問を感じるところでございます。したがって、改正限度額を九十万円に設定されました経過を、この市場調査と関連をして九十万円にお決めになったのだらうと思ひますから、そこらあたりのお答えをいただきたいと思ひます。

なお、この同じ調査でございますけれども、公的年金等の受給予想額が平均二十万五千円になっております。この場合も、これは平均でございますから、少ない方もあるし多い方もあるうかと、もちろんですけれども、公的年金との関連について九十万円をお決めになったことだらうと思ひますので、このあたりの関係をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。年金の加入限度額につきましては、先ほどもちよつと触れさせていただきましたが、五十六年に

新しい郵便年金制度として出発をいたしました。それ以来十年が経過をいたしましたという状況でございます。私どももいたしましては、この間の社会経済環境の変化に適切に対応していかなくやいかぬのではなからうかという考えのもとに、国民の自助努力を一層支援していくということで、年金の限度額について見直すことにいたしましたわけでございます。

先生先ほどお触れになりました私どもの個人年金に関する調査結果でございますけれども、私も昨年要求をいたしました時点におきましてはこの新しい調査結果がまだまとまっておらずで、その辺で現在まとまりました調査結果との関連で申し上げますと若干ちよつと合わないところもあるわけでございます。私も平成三年度の予算要求におきまして、年金の加入限度額を百八万円に引き上げたいというところで要求をいたしましたわけでございますけれども、関係方面という議論をいたしました結果、五十六年以降の消費支出の伸びなどを勘案いたしまして決めるということで、結果として九十万円となったものでございます。

この九十万円という額でございますけれども、ただいま申し上げましたように、五十六年以降の消費支出の伸びなどを考慮に入れながら決めさせていただいたわけでございますが、当時の十年間の消費支出の伸びを見ますと、全世界では大体一二・四・七％という数字になっておりますし、それから高齢者世帯の消費支出の伸びを見ますと一二・〇・八％という統計になっております。こういういたものを念頭に置きながら決めさせていただいたわけですが、これに相応します消費者物価指数を見ますと一一・三・三という数字になっておりまして、それを考えてみますと、物価上昇に伴う実質的な価値を維持するとともに、それを上回るようないわば実質的な生活向上分も織り込んだ額になっているのだらうというふうに考えるわけでありまして、そういう点からは、私どもとしては国民の年金の二に三に一応こたえる額になっているんじゃないかならうかというふうに考えておるところでございます。

○三重野栄子君 今のお答えの中に、百八万円要求したけれども、五十六年以降の消費支出あるいは物価の問題ということで九十万円に決まった、お決めになったということでございます。その間に関係官庁、関係方面と協議をなさったその中の主な議論というのは、今のような問題でしょうか。消費支出の問題とか物価の問題、そのほかにあればお聞かせいただきたいのでございます。

今決めているのは五十六年、もう既に十年間たつたものを基本にしております。この金額というのはこれから相当、五年ないし何年か続くと思ひます。そこら辺を見込まなければならぬわけでございます。九十万、今はいいかも知れませんが、いけれども、これから三年、五年の中ではだんだんやつぱり不足してくるだらう。そうしますと、こういうことを次に改正なさるのはいつごろ改正しようと思ひになつておられるのか。

それから、一つとして私はこういう限度額は要らないのではないだらうかと思ひますのでございまして。と申しますのは、加入年齢によりまして掛金も違つてまいわけでございますし、それから御自分の生活レベルと退職しての生活レベルというのは現在の中で想像される分野でございまして、それに応じて年金額も希望なさるであらうというふうにも思ひます。そういういたしますと、やはりこちらの方で九十万円ですよというふうに決めなくても、限度額はそれなりに自分で決めていくものではなからうかと存じますので、そのあたりの限度額についての御見解もお伺いしたいと思ひます。

なお、公的年金が少ないために自分で、自助努力というのは私は余り好きな言葉じゃありませんけれども、自分は自分なりに準備をしていくという形での個人年金であらうかと思ひますので、先ほど公的年金についての関係を伺つてないようでございます。そのあたりもあわせてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。

先ほどの御質問に多少申し上げ足りなかつた点があつたのかなというふうに思つておるわけでございますけれども、つけ加えさせていただきますと、先ほど申し上げましたように、私ども昨年の予算折衝の段階で百八万円の要求ということで出したわけでございます。

その時の私どもの考え方を申し上げさせていただきますと、当時、これは民間の生命保険関係の団体でございますけれども生命保険文化センターというのがございまして、その平成元年年度の調査によりますと、豊かな老後を送るために必要と考える生活費の平均月額が三十三万四千円という数字がございました。それを一応もとにいたしまして、他方、先生今お触れになりました公的年金でございまして、私も一応夫婦で受給する標準的な公的年金のモデルケース、これは平成二年度でございまして、厚生省が算定いたしましたモデルケースで見ますと、御主人の方が老齢厚生年金を受けるとした場合に十八万三千六百十七円、それに奥様が老齢基礎年金を受け取る

と仮定した場合の額が五万六千七百七十五円という数字がございました。これを二つ合わせますと二十四万三千九百九十二円、こうなるわけでございますが、先ほど申し上げました三十三万四千円からこれを引きますと月額九万九千円ということになります。これがいよいよ百八万円ということになるわけでございます。

私どもはそういう考え方で要求をいたしたわけでございますけれども、関係当局との議論の間では、データというのはいろいろあるわけでございます。そういうものをめぐりましていろいろ議論をいたしました。消費者物価とか、あるいは先ほど申し上げました消費支出の伸びとか、そういったようなものをいろいろ議論する過程の中で、先ほど申し上げたようなことで消費支出の伸びを一応の目安にするのが適当じゃなからうかという結論に至つた、こういうことでございます。それから、限度額そのものについてどうだらうか、こういう御指摘があつたわけでございます。

私どもといたしましては、国営の簡易保険事業における年金の目的といたしましては、何と云つてもやはり国民の経済生活の安定を図る、福祉の増進を図るというのが基本的な目的でございます。そういう観点からいいますと、年金の額につきましても老後の経済生活を安定させるに足りる額というのが一応の考え方になるんじゃないかなというふうなふうに思いますが、一点、それから、国営の保険事業でございますので、できるだけ幅広く国民が年金に御加入いただくという額というものが念頭に置く必要があるんじゃないかなというふうなふうに考えておるわけでございまして、年金制度始まって以来国営事業という観点から限度額を決めてきておる、そういう経緯の上に立つたものだというふうな私ども考えておるところでございます。

○三重野栄子君 ありがとうございます。老後の安定のためにこういう制度がありますし、それから幅広いというのは、限度がない方が幅広く加入できるわけでございまして、そこらあたりはこれからの議論のところでございまして、思いますが、これは次の機会にでも、これからの議論にさせていただきますというふうに思います。

次に、保険とあるいは年金の普及拡大の対策についてお伺いしたいと思います。

さきに申し上げましたように、市場調査によりますと個人年金に加入していない理由につきまして、「住宅、教育費等のための蓄えで手いっぱい、老後にまで手が回らない」というのが四一%、これが一番多いのです。続いて「貯蓄をするようなゆとりが全くない」というのが三五・五%となっております。

もう一つの観点から見ますと、個人年金の加入場所を見てみますと、その場合、郵便局は「職場」よりも「家庭」で加入される方が多いわけですが、生命保険会社の「職場」の方は郵便局に比べて多いわけで、郵便局の三倍弱あるのではないかと思います。また、銀行、信託銀行の場合「家庭」より「職場」が多くて、郵便局に比

べますと五倍弱、それほど多くなっています。

郵便局の場合、家庭で加入をされるのが多いという理由はいろいろあると思います。今までの歴史的な経過を見ましても、かつては女性が家庭にいた、主婦が家庭にいたという状態であったかと思ひますが、年々共働きも増加しておりますから、やはり職場でということも考えていいのではないかと思います。あるいは保険の外務の方は、郵便局の場合大体男性が多いのではないかと思います。大変難々とした営業成績をお上げになつておりますけれども、さらにこれ以上拡大していくという場合には要員不足もあるのではないかなというふうなことを考えるわけです。今後の普及拡大のために要員の問題あるいは女性の活用、新たなシニアの拡大等々についてお考えがございましたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(西井烈君) 先生何点か御指摘になつたわけでございましてけれども、全部一遍に答弁できるかどうかと自信がございません。

まず第一点でございまして、簡易保険の加入状況の問題でございまして、御指摘のように、私どもの簡易保険では若年層と高年齢層が非常に高く、青壮年層の加入割合が低いというのは事実でございます。この辺は、今まで先生も御指摘になりましたように、私どもは家庭訪問という形で募集活動、勧奨活動を進めてまいつたというところが影響しているのではなからうかなと、こんなふうな思つておるところでございます。いずれにしても、保障が一番必要な年齢層がこういう状況にあるという点につきましては、私どもこれから十分留意をいたしまして対策をとつていかなきゃいかぬ。そのために、青壮年層というのはどうしても職場、勤めに出ているという方が多いわけでございます。そういうところに対するセーブル活動、職場に対する開拓というものを力を入れていかなきゃいかぬというふうなことで、私どもも職域サービスセンターといった専門の機関を設けてまして職域開拓に努めておるところでございます。

それから、要員の問題について御指摘がございましたけれども、簡易保険事業全体の運営に当たりましては、私どももできるだけ事業の効率的な運営を図るという観点から総合機械化と申しますか、オンライン化の推進などを図りまして効率的な経営に努めるとともに、業務量に応じた適切な定員が配置されるように努めておるところでございます。また、社会経済状況の変化というもののございまして、特に都市部あるいは地方との要員のバランスの問題というふうなこともございまして、そういった点につきましても実情を進めながら適切に把握し、定員の移しかえ等を及拡大に努めてまいりたい、こんなふうな考えておるところでございます。

○三重野栄子君 女性の活用はいかがでございましょうか。

○政府委員(西井烈君) 女性の活用につきましては、最近の民間保険等の例を見ましても、女性のきめ細かい配慮なり行き届いたサービス感覚というものを有効に活用しているというふうな状況も十分私どもも重要なこれから参考にするべき課題だというふうな思つておるわけでございまして、私どもも今まで、例えば特定局の窓口等でも最近簡易保険がかなり販売されるようになっておりますけれども、そういったところの営業セーブル活動を指導するための特別の要員といたしまして営業指導官というような制度をつくつております。全体で八十名ちょっとおりますけれども、半数ぐらいを女性の方々にやつていただいているというふうなこともございまして、なお一層これから女性の能力の活用について考えていきたい。

つけ加えますならば、やはり特に営業関係につきましましては、職員の採用のところから考えていかなきゃならない課題だというふうな考えております。これから十分検討してまいりたい、このように考えております。

○三重野栄子君 民間の保険に对照としてというよりも、女性がだんだん職場に出たいというふうな

そういうことを求めているという観点から女性の活用をぜひ積極的に考えていただきたいというふうな存じます。

次に、簡易保険事業の福祉活動についてお尋ねをいたします。

簡易事業の特徴は、簡易保険事業を通じて加入者に各種の福祉サービスが進められているというところは、「みなさまの簡易保険、郵便年金90」という、このパンフレットを見せていただけて理解をしておるところでございまして、平成三年度に特に強調される活動がございましたら御説明いただきたいと思います。

また、加入者ホームや保養センターとは違ひまして、介護機能を持つ終身利用型の加入者ホームとしてカーサ・デ・かんば浦安、なかなかしゃれた名前でございますけれどもそういうのが開設されて、入居募集が平成二年九月二十日から同年十一月二十日に行われております。今年、平成三年七月から入居開始の予定であるように伺つておりますけれども、この施設を浦安市にされました理由、この施設の概要、それから応募状況についてお尋ねいただきたいと思います。

○政府委員(西井烈君) 先生御案内のとおり、簡易保険事業につきましては、創業以来加入者の福祉の増進を図るということで、例えば加入者ホームでありますとか保養センターでありますとか、そういった加入者施設を設けて、社会経済情勢の変化に合うようにあるいは利用者のニーズに対応できるようにいろいろな施設を設けて福祉の増進を図つてきておるところでございまして、これらにつきましましてはなおさらに十分拡充を図る等検討を進めてまいりたい、こんなふうに思つておるところでございます。

それから、そういった福祉施設以外の福祉活動といたしまして、簡易保険事業をできるだけ幅広く国民の皆さん方に知つていただき、理解を深めていただくことが重要だろうと考えておりまして、そのために地域の皆様とできるだけ触れ合いを多くする、あるいは明るく健康的な暮らしづく

りに役立つというようなことを目的としたし、あるいはイベントを実施したり、あるいはテレビ、ラジオを通じて周知活動も行っているところがございます。

具体的なイベントの例ということで申し上げますと、主婦の方々を対象にいたしました愛とふれあいのバザーというのをやっておりますし、それから一番ポピュラーなものとしてはラジオ体操がございます。それから文化講演会、生活設計とかあるいは経済問題を中心としたシンポジウムも開催をいたしまして、皆さん方に生活設計の重要性あるいは経済問題等について理解を深めていただくというようなこともやっておりますところでございます。それから、特に地域の方々と密に接触し合いを目的にいたしましたものとしたしましては、郵便局の会議室等を利用いたしましたカルチャー教室とか料理教室、あるいはお年寄りを対象にいたしましたものではゲートボール大会、青壮年を対象にいたしましたマラソン大会、こういったような各種のイベントをそれぞれの地域の実情、要望等を勘案しながら実施をいたしておるという状況でございます。これらにつきまして、今後十分充実を図るよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、加入者福祉施設の一つでございます今年七月にオープンいたしました浦安のカーサ・デ・カンパについてのお尋ねでございますけれども、これは従来からありました加入者ホームと全く施設、内容、サービスが異なるものでございます。介護機能を持った終身利用型の加入者ホームということで、簡易保険事業といたしましては全く初めてのケースでございます。そういう点ではパイロットプランということで実施をしよう、こういうふうにご覧のとおりでございます。施設の内容といたしましては、JRの新浦安駅から徒歩で三分というような非常に便利なところでございまして、建物は十階建て、戸数は百六十戸というようなことになっておりますが、全室バス、トイレ、ミニキッチンつき。それから、共

用施設といたしまして集会ホールとか会議室、趣味・サークル室、理容・美容室、ゲストルームあるいは健康管理室、機能回復室、介護室といったようなものが設置されておるところでございます。

浦安に設置をいたしました理由についてのお尋ねでございますけれども、当初私どもが考えましたのは、先ほども申し上げましたように、パイロットプランでございますので、まず加入者も多く利用も高いだろうと思われ首都圏に設置をしようというふうにご覧のとおりでございます。都心からの距離あるいは交通の便、それから病院といったような公共施設の設置の状況、そういう点を考慮いたしまして、なお用地が取得可能なところというところで浦安に設置するということにいたしましたところでございます。都市から近いということには、例えば肉親あるいは知人とホームに入りながらも自由に行き来できた交際もできる、そういった便利さもあるんじゃないかな、その方がよろしいんじゃないかなというふうな観点から決めさせていただいたということでございます。

それから、カーサ・デ・カンパ浦安の申し込みの状況、応募の状況等でございますけれども、平成二年九月二十日から十一月二十日までに入居募集をいたしました結果、六百十九件の申し込みがございました。それで、平成三年二月十一日に公開で抽せんをいたしまして、補欠を含めてでございますけれども、百九十九名の入居予定者を決定いたしましたところでございます。

答弁漏れがございましたら、後ほどまた御説明させていただきますかと思っております。○三重野榮子君 簡保の福祉の問題については伺いました。私は最近までラジオ体操が簡保の事業というところは知りませんでした。NHKの事業というふうに思っております。この点は、簡保簡保と宣伝することはないんですけれども、まだ多くの人がそういうふうな思っているんじゃないかなというふうな思っております。

それから、浦安の問題でございますが、パイロットプランとして建設をされたということでございますけれども、もういろんなところでこういう形の施設というのが民間でたくさんできている現状ではないかというふうに思っております。ですから、これを計画なきままに思いつくのであつたかということも関係があると思っておりますけれども、私の感じといたしましては、この浦安市は大変豊かな自治体であるというふうに思っています。そうしますと、自治体に対してこういう施設を要望しても建設できるという可能性とか、あるいは民間でも設立されるような客観的条件があるのではなからうかというふうに思っております。

ですから、介護を加えたこういう施設というのは、もう少し中間的な都市と申しましょるか、過疎ではないけれども自治体も余り豊かではない、しかしこういう施設がこれが必要だということころは数あるだろうと思っております。パイロットプランの次の計画は一体どこあたりに御計画なさるのか、またいつごろになつていくのか。そういう建設なさるとき基準は今伺いました。用地の問題とか加入者の状況というふうなこともございまして、既にこの浦安では六百十九件の申し込みがあつて百九十九名ですから、もうここだつて足りないという状況ではあります。しかし、簡保事業を広く皆さんに理解をしていただくためにはもつと違つたところに建設されていくのではないかとこのように思つたりしております。

この郵便年金90のパネルを見ましても、私が九州というわけではありませんが、九州あたりは大変少のうございます。次の計画は、先ほど申しましたが、いつごろどこあたりというところの御計画がございまして、局長並びに大臣のお考えをお伺いしたいのでございます。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。先ほど浦安のカーサ・デ・カンパにつきまして、簡保事業としてパイロットプランということでご申し上げましたのですが、これを具体的に計画

をいたしましたのは、予算面で申し上げても昭和六十一年度ということでございますので、かなり前からの構想であつたということでございます。

それから、確かに先生お話しのように、民間の保険会社あるいはそのほかの会社等もあるかと思つたのでございますけれども、最近こういった有料の老人ホームといふものが、そういったものがだんだんできつてくるという状況は私も承知をいたしております。そういう状況でも、平均的な市民が自力で安心して充実した老後を過ごせるホームというのはまだまだ十分じゃないだろうというふうな考えをしております。私どもが把握している状況で申し上げますけれども、昭和六十三年十月現在の数字でございますけれども、有料老人ホームの定員数はまだ一万四千人程度という状況でございます。また、いわゆる社会福祉施設としての老人ホームは別途整備されるというふうなことでございます。

私どもの事業がやっております浦安の新しい形の加入者ホームについての基本的な考え方でございますけれども、地方自治体の施策を直接協力するとか支援するといったような考え方はございません。いわば簡易保険の加入者の高齢の方々のそういった老後の安心した生活が送れるように、そういう観点から、なるべくそういった老後の生活を多様に選択していただく一つの手段として、パイロットプランとして考えさせていただいた、こういうふうにご覧のとおりでございます。

それから、今後の状況につきましては、何度も申し上げるようで恐縮でございますけれども、浦安のホームはパイロットプランということでございまして、この運営の状況あるいは反響というふうなものを参考にしながら、今後幅広く検討をしてまいりたい。次の具体的な計画というのは、今のところ持ち合わせておりませんので申し上げさせていただきますかと思っております。○国務大臣(関谷勝嗣君) 今回の浦安の加入者ホームでございますが、皆様方から強く聞きます声

は、やはり国の施設であるから安心であるということが私は一番だろうと思っております。各地域におきまして、このような民間の経営にいたしておりますものがたくさんあるわけでございますが、やはり簡保がやっておるところに安心感がある、そのように私は認識をいたしておるわけでございます。今後そういうようなことで、郵政省でも学識経験者から成ります簡易保険・郵便年金に関する調査研究会、そこでいろいろ検討していただいておりますので、今後の拡充に向かつて調査結果を踏まえて対処していきたい、そのように考えております。

○三重野栄子君 今後のことに大変期待をしたいわけですが、やはり国の施設ということとで安心感というのは、それは民間にはかえられないことだというふうに思います。

この入居の中身を見てみますと、一人の場合とか二人の場合、それから月の管理費、こういうのは民間と、私が住んでいる筑紫野市あたりでも大体これぐらいの金額なんです。だけれども、中身はひよっとしたらうんと違うかも知れません。そういったしますと、やはり経営が安定しているというところは理解できるけれども、金額的には余り大差がないような気がします。そういうこともこれから御研究をいただきまして、今度は違う方向に、違う地点にぜひ第二プランができれば、うに要望したいというふうに思います。

次に、それと直接関連はいたしませんけれども、中長期の経営ビジョンについてお伺いしたいと思います。

「平成3年度簡易保険事業経営方針の理解のために」というこのパンフレットを見せていただきまして、十六ページに「環境の変化に対応した加入者福祉活動の推進」として、平成三年度中に「二十一世紀を展望した加入者福祉活動に関する中長期ビジョンを策定する」というふうにございますので、この構想の概略あるいは重点課題ということがございましたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(西井烈君) 長期ビジョンについてのお尋ねでございますけれども、二十一世紀に向けてまして人口構造が急速に高齢化いたしておりますし、あるいは金融面でも自由化、国際化といったようなことで大きく社会経済情勢が変わつておるわけですが、そういう状況の中で、国民の意識なりニーズが大変変化し、また多様化してきておるというふうなことでございまして、簡易保険事業全体として見ますと、特に長期にお客様との関係が必要になる事業でございます。そういう観点からいたしますと、特に長期的な視点に立つた経営の基本的な考え方をつくつて、それに従つて事業運営をしていくということが必要ではなからうかと、こんなふうなことでございまして、具体的な長期ビジョンにつきましては、先ほど大臣も触れられましたけれども、私ども保険局長の私的な研究会といたしまして金融関係あるいは保険関係、社会学関係、幅広い先生方にお集まりをいただきまして、先ほど申し上げましたような社会経済情勢の変化に対応していくためのこれらの簡易保険事業というところで今更にかく議論をいたさせていただいております。私どももいたしましては、そういった議論の結論を近いうちに出していただけるんじゃないかと思つておりますので、そういったものを踏まえまして、平成三年度におきまして私どもなりにまた十分検討してまいりたいと、こんなふうに思つておるところでございます。

○三重野栄子君 それではその結論を待ちたいというふうな感じが、個別的なことでございましてからその中に入るかどうかかわかりませんが、四点ほどお伺いしてみたいと思います。

郵政省では十月からカーサ・デ・カンパニアで巡回入浴サービスを実施されるということをお願いいたしました。私といたしましては、それはそれといたしまして、各地方自治体あるいは地域ではこの入浴サービスの車が欲しいという要望が大変高いわけでございます。そうしますと、車の購入のための資金ですね、そういうものを資金運用と

して貸し付けができないだろうか、工夫ができるかどうかというところが第一点です。

それから第二点は、これは現在年金をもらつておる人からの要望を聞いたわけですが、でも毎月毎月同じ金額でやつと暮らしている、でもやっぱ年末になりましておもち代といふ年越し資金が必要、働く皆さんは年末のボーナスが大なり小なりあるわけだけれども、年金でもそういう制度がないだろうかということをお聞かせください。郵便年金の方の積み増しということをお聞かせください。それから十一月、額はそれぞれ御検討いただきたいと思つても、年末ボーナスに値するような工夫はできないだろうかというのが第二点でございます。

それから第三点は、郵政省は昭和四十四年以来九月十五日の敬老の日を中心に全国の各郵便局を通じて、八十八歳の米寿、九十九歳の白寿、それから沖繩の場合はカジマヤというんですか、九十七歳を迎えられた方々に郵政大臣がお祝い状と記念品、湯飲みだとかお皿とかあるようでございます。平成三年度も米寿については約十七万四千名、白寿については約四千二百名、カジマヤについては約三百六十名の方々に御渡しになるということをお伺いいたします。

このお祝いというのは国民的なお祝いでございますけれども、特に年金加入者に対して白寿あるいは米寿あるいはカジマヤをお迎えになつた方々に、例えば年金の一期相当額というのか、わつこれはというぐらゐの金額もしくは記念品を差し上げるというふうなことは考えられないだろうかと思つておるんです。年金に入つていようと思つていまいと今お祝いをお渡しされているんですけれども、長い間掛金を掛けて、掛金以上にもらつておるじゃないかという言い分もあるかも知れませんが、せめても、しかしやっぱり皆々として生きてこられた方々のそういうお祝いのときに、またさらに敬意を表してもいいのではないかと

うに思いますので、その点も考えられるかどうかということが第三点です。

それから第四点といたしましては、職員の場合でございますけれども、六十歳定年で退職される方々の中で希望される方があつた場合には、現行の非常勤でおいでになつておるの私どももよくよくみるわけでございまして、そういう非常勤の制度ではなくて、やっぱり在職中の経験や能力を生かして、さらに二時間あるいは四時間という短時間で働いていただくというふうなことはできないだろうか。人に優しい商品を開拓したり、人に優しい福祉をやつておる郵政でございますけれども、そこで働いていた、定年で終わつた人にも優しい老後を迎えるような対策ができないものだろうか。そういうことで、雇用の確保というのも含めまして、やっぱりだれでも働きたいという希望を持っております。働く場所がないというのは大変寂しいものでございまして、この職員の雇用の確保、老後を豊かに楽しくという面でも、もちろん希望者だけですが、考えられないだろうかというところをお尋ねいたします。

以上、四点についてお伺いしますが、できましたら四項目については大臣にお願ひいたしたいと思います。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 最後の問題でございますが、この退職者の方の採用の件でございますが、この簡保の問題につきましては豊富なそれまでの知識あるいは技能が要求されるものでございまして、営業関係の仕事におきましては退職者をぜひ確保するというようなことで前向きで対処を今後なお進めたいと思つておるわけでござい

す。それから、米寿、白寿のお祝いの方でございますが、これは長寿をお祝いするというところでございまして、加入者それから未加入者の区別なく実際にもう既に行つておられます。こういうようなことは鋭意また進めていきたいと思つております。それから、地方公共団体が資金を借り入れる場合には都道府県知事の起債の許可が必要であるわ

けでございまして、この移動入浴車を購入するための資金として起債が必要であるというような申し出が地方公共団体からございましたら、その要請に対しては十分に検討をしていきたい、そのように思っております。

あとはまた局長の方から答弁をしていただきますように。

○政府委員(西井烈君) 大臣から大体お答えになつていただいたんですが、その中で一点だけ抜けていた分がございますけれども、先生から年金受給者に対するサラリーマン時と同じようにボーナス給付といったようなものが考えられないのかというような御指摘をいただいたわけでございませう。

す。税ともの終身年金でございますけれども、終身年金ですと保険料の払込期間が相当長期にわたるというようなこともございまして、その間の物価上昇にもある程度対応するということが必要だろうというところで、冒頭にも申し上げましたように、通増制の新しい仕組みを取り入れたということ、そういう年金の仕組みになっておるわけでございます。それに加えて、またその剰余金が発生しました場合にはそれも年金の増加部分に振り向けていくというような仕組みになっておるわけでございます。

そういう年金の中で、サラリーマンの生活のパターンないしはそういった感覚からいたしますと、ボーナス給付というようなことも考えられるわけでございますけれども、私どもといたしましては、年金の仕組みの問題にもかかわる面がございますので、加入者の需要の動向、そういったものを十分見きわめながら今後研究をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

それから、退職者の活用のご点でございますけれども、基本的には大臣からお答えになっていただいたわけでございます。一応定年退職をいたしますと、その後確かに、特に保健関係については知識なり経験なりノウハウをお持ちの方、そういった者は私どももぜひ有効に活用していきたい、こういうふうに思っておりますわけでございますけれど

も、活用の仕方といたしましては、本務者じゃございませんで、職員の分類からいいますと非常勤職員という形になるわけでございます。時々勤務につくというようなり方もありましようし、あるいは先生御指摘のように、一日のうちの例えば四時間とかあるいは三時間とか、そういつたような形でパート的に継続的にやっていたくというような場合もいろいろあるかと思ひます。いづれにしましても、私ども退職者の意向等を十分把握しながら意欲のある方、能力のある方々については今後十分活用について積極的に進めてまいりたい、こんなふうに思つておるところでございます。

○三重野栄子君　ありがとうございました。

時間ももう少ししかありませんので、最後に、四月一日から新制度が発足しておりますが、テレビのコマーシャルでも見ましたんですけれども、トータルプランしあわせについて簡単に御説明をいただければと思います。

なお、私はこの保険金の場合も限度額が少ないんじゃないかというふうに思うんですけども、そこらあたりのところもこれからの問題として御答弁をいただければと存じます。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。

御案内のとおり、保険と年金の制度統合に伴いまして、四月から新しいいわゆる生涯保障保険というものの販売を開始したわけでございます。これは端的に申し上げまして、被保険者が死亡した場合に保険金を支払う終身保険と、それから被保険者が死亡するまでの間終身年金をお支払いするというものとの組み合わせまして、一つの契約で二つの機能を果たすというものでございます。特に生涯生活設計に必要な青壮年期の死亡保障を厚くいたしました。老後につきましては死亡保障を下げるかわりに年金で老後の安定的な生活資金を得ていただくようにしよう、こういうものでございまして、私どもとしてはこれからの高齢化社会に備えるニーズとしては大変大きなものがあるんじゃないかならうかなというふうに思っております。

でございませう。

それから、最後に触られました保険の限度額の見直しの問題でございますけれども、昨年の予算折衝の段階で私どももいたしましてはぜひ保険の限度額も見直したいということで要求をいたしたわけでございます。これにつきましては、保険の限度額につきましては六十一年に見直されたというような状況もございまして、いろいろ論議をいたしましたけれども、私どもとすれば非常に残念ではございますけれども成案を得るに至らなかった。ただ、私どもとしては、今後とも私どもの考え方をるる説明しまして、関係当局の理解を得て見直しを實現したい、かように考えておるところでございます。

○三重野栄子君 終わります。ありがとうございます。

ました。

○星川保松君　我が国の高齢化というのが急速に進んでおると言われておるわけでございます。六十五歳以上の高齢者が七％に達したところから、これは国際的な取り決めがあるのかどうか知りませんが、高齢化社会と、こう言っておるといふふうに伺っております。この高齢化というのは、我が国だけでなくて世界各国が高齢化に向かつておるといふことでありますけれども、我が国の場合特に問題なのは、高齢化社会に向かうその速度が極めて異例な速度で進んでおるといふふうに言われております。西欧の先進国の場合は百年ぐらいで達するところを日本の場合には三十年かそこらで達するといふようなことが言われておるわけでございます。

そういう高齢化社会が急速に進展をしておるといふことに對して、郵政の方では簡易生命保険法を改正して、これに對して適切に對應して國民の自助努力をさらに支援するというところで今回の法改正が出てきたということでありますが、これは極めて適切な改正であらう、私はこう思つておるところでございます。

これらの事業を進めるに當たつて、やはり最も大事な基礎的な条件といひますか、高齢化の進行

について、その現状と今後の趨勢といいますが、それをどのように把握して対処しようとしていらっしゃるかということについて、まず大臣からお考えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(関谷勝爾君) 先生おつしやられますように、大変なスピードで高齢化社会に突入しておるといのが現状であるわけでございまして、平均寿命も男性で七十五・九一歳、女性で八十一・七七歳というところまで来ておるわけでございます。

今後そういう中で、長寿化に伴いまして、まず長期にわたる老後の生活保障というものが、続きまして病気になるた際の際の医療保障の問題、三番目に寝たきりであるとかあるいは痴呆状態になった場合の介護の保障、そういうような課題が起こってきておるわけでございます。そういうことに對して、自助努力をカバする角度からこの年金・簡保を、その時代、そういう環境の変化に合った状態に改正をしていこうということが今回の法改正の目的でもあるわけでございます。

そういふようなことで、今進めておりますのが、終身年金保険付終身保険ということで、トータルでまた、今回御審議をいただいております年金の加入限度額の引き上げというようなことを考えていきたい。それから、先ほども出ておりましたような福祉施設の充実もまた簡易保険事業の一環として、浦安も大変な好評をいただいておりますのでございますが、今後各地区に広げていきたい、そういうような考えで今進めておるわけでござい

また、そういうようなことで制度もいろいろ新しいものを考えておるわけでございまして、夫婦年金の創設、これは昭和六十二年に始まったわけでございますが、そういうようなこと。あるいはまた、六十三年に始めました介護保険付終身保険、シルバー保険と言われておりますが、そういうような制度。それから、平成一年には郵便年金の特約制度の創設、あるいはまた平成二年には歳

満期養老保険、フリープランというふうなものもつくつたりいたしておきまして、いろいろな要求に鋭意対処をしていきたい、そのように考えておるわけでございます。

先ほどの三重野先生の御質問の中にもございましたように、それでは限度額というのはいくら外してしまつたらいいんではないかというふうなことで、それからまた年金もいわゆる年々などは特に経費も要するからボーナス的な感覚のことも考えたらどうであろうかという御指摘もございましたが、そういういろいろなことを早く対処していくべく努力をしていきたいと基本的には考えております。

○皇川保松君 大臣の全体的な高齢化の流れに対する対応としてはそのようなことでよろしいかと思ひますが、いわゆる高齢化がどのように進んでいくかということとは極めて明白にとらえられるわけでございます。といひますのは、五年後には今の人口のそれぞれ年齢に五つを足せば明らかになるというふうなことであります。十年後には十歳を足すということになっていくんだらうと思ひます。ですから、今後何年後にはどういふふうなことになるかについて、何年後にはピークに達してそこからダウンするとか、いろいろあると思ひますが、そういうものと具体的な高齢化の推移を把握してそれなりの対応をしていかなければならないと、こう思ふのであります。

大臣のお話よりももう少し具体的なことについて局長にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(西井烈君) 基本的な点につきましては先ほど大臣が申し上げたところでございます。もう少し補足をさせていただくとすれば、先生の御質問に関連をいたしまして申し上げますと、いわゆる高齢者と言われる六十五歳以上の人口の占める割合といひますか状況でございますけれども、平成二年度、一九九〇年におきましては二・一%、大体八人に一人という状況と聞いております。それが平成三十二年、二〇二〇年、このときがピークになるんじゃないかという推計のよ

うでございますけれども、その時点におきまして二三・六%、ざつと見ましても四人に一人というふうな推計がなされておるわけでございます。

そういう意味では、先生もお触れになりましたように、我が国の場合には本当に急速な状況で高齢化が進んでまいつてくるというふうな認識をいたしております。また高齢化が進展するということは、先生御指摘のとおり、平均寿命が伸びていくということにほかならないわけでございます。そういう点では、先ほど大臣からも平均寿命、男子につきまして七十五・九一歳、女子につきまして八十一・七七歳ということをお申し上げしたけれども、総体的に申し上げまして今や人生八十歳の時代を迎えておる、こんなふうな考えられるところでございます。

それから、それに関連する課題をいたしまして大臣から三点申し上げさせていただきます。第一、高齢者等介護が必要となる人員につきましても、寝たきり老人については二〇一〇年には百四十万人とか、痴呆老人につきましても同じく二〇一〇年に百六十万人というふうな数になつていくというふうなことが想定されているわけでございます。私どもといたしまして、こういった状況を十分認識しながら、簡易保険事業として老後の生活の安定のためにできるだけの支援措置がとれるように努力をしてまいりたい、こんなふうな思つておるところでございます。

○皇川保松君 いわゆる六十五歳をもって高齢者とするとするのは、私は何を基準としてそういうふうな決めてあるのかわかりませんけれども、これも国際的な何か申し合わせがあるのかどうかわかりません。ただ、それは一つの目安にはなるわけですから、果たしてそういう平均的なものといひますか、目安にはなるけれども、いざそれを使つての対策ということになりますと私はまた別になつてくるんだなというふうな考えをもちます。ということとは、「個人年金に関する市場調査」という大変いい調査をなさつておるわけでござい

して、これを見ましたら、一番初めに「老後の始まる時期」というのがあるわけです。いわゆる経済的な面からいひますか、老後との関連ということとを観点に置いて、そういう視点から見た場合は、老後といひますのは「仕事をやめたとき」あるいは「公的年金や企業年金をもらうようになったとき」と考へる人が非常に多いということが出ておるわけです。なるほど、こういう保険や年金という面から見た場合は老後といひますのはこういうときに始まるんだな、こう思ふわけですね。

ですから、六十五歳といひますのは極めて抽象的な一つの目安であつて、例えば厚生省あたりでそれじゃ老後といひますのはどうかということになれば、肉体的なあるいは精神的な老化といひますか、そういうところから高齢者、お年寄りという境目がつかまれるのかな、こういうふうな思つておるわけでございます。

そうしますと、これは単なる六十五歳以上が高齢者だといひますのはなくて、こういうふうな仕事をやめたとき、年金がもらえるようになったときといふふうな考へますと、さらにこれは具体的な対策をしていく場合の老後といひますのは具体的なうんです。こうした場合は、今の場合は退職といひますのはもう六十前にも退職をなさるんですね。それから、年金をもらうというののもつと早いわけですから、六十五歳よりは早くなるわけですね。そうしますと、六十五歳から高齢者、お年寄りと言つておきますけれども、この年金の需要という面から見た場合はそれよりもつと早くなるんじゃないかな、こういうことを私考へたわけなんです。

一般的に言う六十五歳から高齢者といひますのも、ここで言うところの仕事をやめたときあるいは年金をもらうようになったときといひますもの、これといひますか、その相関関係といひますか、これについてはどのような考へをお持ちでしようか。

○政府委員(西井烈君) 先生から今のお話を承つたわけでございますけれども、今までの高齢者のとらえ方といひますと、一つの目安といひます

か、あるいは対象人員を把握する場合のとらえ方として六十五歳といひますのが一つの基準であつたんだらうというふうな考へております。お話がありましたように、それぞれの人の健康状態とかいろいろございまして、一概になかなか決められないといひますのはおつしやとおりでございと思ひます。

先ほど申し上げました私どもの簡易保険に関する調査研究会におきまして、先生方のいろいろなお話を聞いて、議論されている話の中の一つの議論として、六十五歳以上を高齢者ととらえるけれども、それも場合によれば、考へ方によれば二つに分けて考へる必要があるんじゃないか、六十五歳過ぎてまだまだ元気で活発に仕事ができ、社会に貢献できるという人もいますし、それからもう少しいくと、先ほど寝たきり、痴呆状態といひますようなことを申し上げましたけれども、そういうことと分けてこれからの高齢者問題対策といひますようなものについて考へていくべきじゃないかといひます。御意見を伺つてお持ちの方の意見を私どもも私どもも聞いておきたいと思ひます。そういう点もやいかぬと思ひます。

それから、先生御指摘の私どもの調査結果でございますけれども、この中で高齢者として感ずるときの一層多いものとして、「仕事をやめたとき」、その次には「公的年金や企業年金をもらうようになったとき」といひますのが高齢者を意識するときの一層多い数になつております。特に仕事をやめる時期、いわば定年制との関係で考へますと、六十歳定年がかなり普及してきているんじゃないかと思ひますけれども、もう少し早いものもあるといひます。認識いたしております。私どもの年金の制度の中ではそういった退職後のいわばつなぎのための年金といひますような利用が多いんだらうと思ひますけれども、五年定期年金とか十年定期年金といひますようなものも終身年金のほかにございまして、こういったものについてもかなり御加入いただいている方が多いという状況もござい

そういう点で私も、今先生御指摘の点も十分踏まえながら、これからの年金制度のあり方について幅広くまた研究をさせていただきたいな、こんなふうに思っているところでございます。

○星川保松君 最後にもう一つ、九十万円に改正するということについては、郵政省としては百八万円ということをお願いしたわけですね。それに対して大蔵省の方では九十万円ということになったんだらうと思うんです。この百八万円という数字の内容はよくわかりませんが、こういう半端な数字と言っているのはおかしいんですけれども、八という数字がついておると、やはりかなり綿密に計算をして出てきた数字だろう、こういう印象が持たれるわけでございます。それに対して大蔵省が九十万円というぴちっと何かぶった切ったみたいな感じがするわけでありまして。

それで、綿密な根拠を示して要求したのに、大蔵省というのは政治的にちょん切ることをするんだという話もあるわけですが、そういうことになったのかどうかはわかりませんが、大蔵省が九十万円にしてくれと言っているのは、ただ政治的に九十万円という根拠を示して、しかも郵政の方で納得がいくような根拠をきちんと説明して九十万円になったのかどうか、そのところをひとつお聞きしたいと思っております。

○政府委員(西井烈君) 平成三年度の予算要求におきまして、私どもの年金の見直しの額につきましては百八万円ということと要求させていただいたわけではあります。

その考え方につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、私どももいたしましては、当時の公表されておりますデータに基づきまして、夫婦の豊かな老後に必要とされる額が、民間の生命保険文化センターの平均の数字で三十三万円というふうになっております。それに対して、厚生省がモデルケースで算定をいたしております夫婦お二人の標準的な年金の額が合わせて二十四万円ということで、その差引きが百

八万円。この百八万円というのは月額に直しますと九万円、年額であらわしますと百八万円、こういうことになるわけでございます。

それで、大蔵省との間で私どもの要求とそれから現行の七十二万円、これをめぐりましてどうするかということについていろいろな基礎データ、資料などを出しながら論議をいたしたわけでございます。なかなか決まらなかったデータがあるわけではございませんので、いろんなデータに基づきまして論議をした結果が九十万円、こういうことになったわけでございます。また七十三万円と百八万円の中間が九十万円ということになるんですけれども、先ほど申し上げましたように、これはそういうことではございませんで、五十六年以降の消費支出の伸びなどを勘案いたしまして九十万円に引き上げる、そういうことで一応の決着を見たというところでございます。

○星川保松君 終わります。

○鶴岡洋君 質問がダブりますけれども、御了承いただきたいと思います。

今話のあった九十万円のことです。加入限度額を七十二万円から九十万円に引き上げる、こういうことですけれども、私は端的にお伺いしたいんですが、平成二年度の新契約を見ても、加入限度額七十二万円というこの額に掛けているのは全体のわずか三・七%、四十八万円未満が九四%になっているわけですね。こういう数字からいって、年金年額は大体二十一万二千円でありまして、このような状況では余り限度額を引き上げる必要はないんじゃないか、こういうふうにも思っています。

加えて、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、この引き上げのことについて私が思うのは、それぞれ個人のいわゆる老後の生活設計もございまして、またもちろん経済的問題の関係もございまして、それから掛金の違いもあるわけですから、限度額なんて言わないで、むしろ限度額なしにしてしまったらいいんじゃないかなとも、こういうふうに思うんですけれども、この点につ

いて再度お伺いしたいと思います。

○政府委員(西井烈君) 私どもの現在の年金の加入状況から見ますと、先生御指摘のとおり、これは平成二年度の新契約でございますけれども、七十三万円は三・七%ということと非常に低い状況にあるのは事実でございます。こういった状況に加入の状況が低いというのは、一つには年金の場合には今までは高齢者で加入する人が多いということがございます。したがって、勢い保険料がどうしても高くなるというふうなことで、年金の額にしますと低い額の加入が多い、こういうふうになっておるわけでございます。

私どももいたしましては、今後の高齢化社会というふうなことで、あるいは老後の生活の安定的な資金を確保するという観点からいたしますと、やはり老後の生活に必要な生活費を確保するための支援を制度として改善する必要があるという考え方で加入限度額の見直しを考えたわけでございます。いずれにしても、やはり年金につきましては期間が掛金の額に対して大きな影響をもたらすわけでございまして、私どもとしてはできるだけ若いときから年金に入っていくようにこれからの積極的なPR、周知活動もしながら、年金の一層の普及に努めてまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

それから、限度額は必要がないんじゃないかというふうな御指摘の点につきましては、先ほども私どもの考え方を御説明させていただきましたけれども、基本的に国営事業でございまして、公的年金に加えて、老後の経済生活の安定的な資金を確保するという、それに対応するよう年金額を確保するとか、またそれと同時に、幅広く国民の皆様に御利用いただくような目安というのにも必要なんじゃないかというふうなことを考えておりまして、国営事業の制度の中では基本的な業務の範囲なり業務内容といったようなものは法定をされておりますので、その中の一つとして限度額も決められている、こんなふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 先生御指摘の二十四万円未満が大部分じゃないかという御指摘、確かにそのとおりでございますが、先ほど局長から答弁いたしました中にもございましたように、やはり九十万円にアップをするということがまた新しい契約の販売にもつながるものと思っておりますし、かつまた現在の七十二万円までの限度額に入っていないお客様が約八万件ほどあるそうでございますが、その方々が今度九十万円になればその分はまた入っていただけるんじゃないかなというふうな考えもございまして。

それと、やはり実態は二十四万円未満の人が多いんですけれども、そのように限度額をアップするということですが、今後の長寿社会、高齢化社会に向かつて自助努力をぜひ国民の皆様方になお認識もしていただきたいというふうな啓蒙、かつまた加入者をふやしていくという大きな刺激といいたしうか、その起爆剤にもなるというふうな観点から私どもは考えて、今回の九十万円というように努力をしたということも一つの原因でございます。

○鶴岡洋君 今七十二万円に加入している人が八万件と、こういう大臣のお話でしたけれども、平成二年で新しく加入した人が一万九千件と私は聞いているんです。この数字は間違いなんでしょうか。

そうすると、若いころ、若いときからという局長の先ほどのお話でございます、七十二万円から九十万円に限度額を上げた場合に大体どのぐらい加入を見込んでおられるのか、郵政省としてはどういうふうな数字を出しておられますか。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。七十二万円から九十万円に限度額を上げた場合にどれぐらいの加入があるかというのは、想定するのは大変難しいわけでございます。先ほど大臣からも御答弁をいただきましたけれども、加入限度額が引き上げられますと、これは十年ぶりの引き上げでございます、そういう観点から私どもの特に第一線の営業に当たる方々が積極的に

お客様の方々に制度の改善のお知らせ活動をする、そういったことを通じて国民の理解も深めていただき、営業活動も活発になるんじゃないかなというふうなことを考えております。それを通じて新規契約、全く新しく御加入していただく方がどれくらいかというのは難しいわけですが、見込みとしてはある程度あるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、先生お触れになりました、現在七十二万円の最高限度に加入しているお客様は保有契約で申しますと約八万件、八万件をちょっと超えますけれども、こういった方々は年金に対する期待が強いということも、これも想像でございますけれども、といったようなことが考えられると思うわけでございまして、こういった方々のかなりの方が九十万円までいけば増加して御加入をいただけるんじゃないかな、こんなふうに思っております。この制度改正、限度額引き上げを機に積極的なPR、周知活動に努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

○鶴岡洋君 PR活動に努めるということでございますから、恐らく加入増が大分見込まれるんじゃないかなと思っております。これも先ほど出ましたけれども、個人年金に対する市場調査の中で、まだまだ余裕がないんじゃないかなと。個人年金に加入していない理由というのは、住宅、教育費等の蓄えで老後まで手が回らないとか、貯蓄するようないかな、年金を掛けるようなゆとりがないとかというのが三〇％もある、老後まで手が回らないというのが四一％、八〇％近くそういう人があるんで、恐らく加入限度額を上げてもらいたい人はいないんじゃないかなと、こう思うんですけれども、PRを一生懸命されるということですから、こういう制度を変えた以上はやはりそれなりの効果を上げていただきたいな、こういうふうに思うわけです。

厚生年金の月額年金額は平成二年度ペースで十九万九千円ですか、約二十万の受給があるわけですね。個人年金として郵便年金は公的年金を補充する立場でございまして、民間でも生保やそれから銀行、個人年金は数多くあるわけですが、郵政省がやっているわけですから、郵政省の考えているいわゆる民業を圧迫しない範囲とはどのくらいの程度を考えているのか、この点をお伺いしたいんですが。

○政府委員(西井烈君) 私どもの平成二年の個人年金に関する市場調査結果の中にも出ておるわけでございまして、平成二年の調査で二〇・八％。これは民間の保険会社あるいは私どもの年金、その他農協なんかも含めて全体でございまして、こういう状況で、まだまだ普及率が低いというふうな状況がございまして、そういう中で、私どもとすればこれからの高齢化社会に対応して国民のニーズにこたえる年金サービスを提供していくという観点から、官民がともに、官業、民業問わず、年金の普及に努めていくということが重要な課題であろうというふうに考えておるわけでございます。

それで、民業を圧迫しない額というのはどれくらいかという点につきましては、なかなか難しい問題でございまして的確にお答えするほどのものは持ち合わせておりませんが、先ほど年金の見直しの経過につきまして申し上げたわけでございまして、私も百八万円の要求をいたしまして、関係当局との折衝の中で、五十六年以降の消費支出の伸びなどを勘案いたしまして九十万円ということに一応決着を見たわけでございまして、こういう九十万円という年金の限度額につきましては、先ほど申し上げました年金の普及度合い、あるいは関係当局との折衝の経過等というふうなものを考えてみますと、私どもといたしましては、少なくともこの九十万円につきましては民業を圧迫するということにはならないだろうというふうに考えておるところでございまして。

○鶴岡洋君 民業との関係ですけれども、今お話ししたとおりであると思いますが、いずれにしてもこの個人年金の世帯加入率というのは二〇・八％。これは今おっしゃったように全機関。要するに世帯数の二〇・八、まだ少ないわけですね。その中で郵便局関係は四・七％ですか、こういった数字の上に立って、現在の高齢化社会の進展に私は適切に対応していくためには、年金について大臣にお伺いしたいんですが、加入限度額の引き上げだけではなくて、やっぱり一層の商品の開発というんですか、またサービス改善に取り組みが必要があると思うんですが。

今後、保険と年金は四月一日から一緒になって新簡易生命保険制度という制度ができるわけですが、これも、この簡易保険の事業についてどんな取り組みをされていくのか、大臣はどういうふうに考えておられますか。

○國務大臣(関谷勝爾君) 先生御指摘のように、一日からスタートしたわけでございまして、年金と保険を一緒にしたものであるわけでございまして、ですから、これからは特に加入年齢を下げていくということでございます。現時点でも二十五歳から入ることができまして、二十五歳から四十五歳までに加入をされました場合に、保険料の払込期間が十年から三十年というふうな差はございますが、年金の支払い開始年次が五十五歳から開始できるようにもなっております。そういうようなことに伴いまして、老後のまた自助努力を支援、促進していくということをまず第一に考えておるわけでございまして。

そういうようなトータルプランをこういうふうな創設をしたわけでございしますが、その対応の一環として今この法律を御審議していただいておりますわけでございまして。私は、簡易保険事業としては、今後とも保険・年金サービスの改善、それから資金運用、それから加入者福祉サービスの充実というような角度から国民の期待にこたえていくという基本的な考え方で取り組んでいきたいと考えております。

○鶴岡洋君 新しくできるこの制度ですけれども、今までは保険と年金、別個になっていたわけですが、これが一緒になるわけですから、この問題については前々から、ややこしいというか、一緒にした方がいいんじゃないかという意見があった、郵政省の方でもこういうふうな踏み切ったんだと思っております。先ほどの話ではございせんが、踏み切るのには大体どのぐらい契約されるだろうと、もちろんいろいろケースがあると思いますが、その売れ行きの見通し、これはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(西井烈君) 先ほど来話に出ております新しい制度の保険、トータルプランしあわせの契約の見込みでございます。明確に申し上げることは難しいわけでございますけれども、今まで私どもが販売を開始しました新しい保険の販売状況などから推定をいたしますと、例えば歳満期養老保険というのを二年前につくったわけでございまして、けれども、そういったものの売れ行き状況等から考えますと、大体発売初年度の全体の契約件数の三〇％ちょっとぐらいかなという感じがいたしております。そういう点からいいますと、大体三十万件程度を見込んでおるわけでございまして、私どももこれから精いっぱい努力をしております。いと、こんなふうに思っております。

○鶴岡洋君 夫婦年金のことでもちょっと伺いたいたんですが、個人年金に関する市場調査によりまして、加入したい個人年金の種類としては、「夫婦のいずれかが生きている限り年金を受け取ることができる商品」、いわゆる夫婦年金、これに対する希望が最も多い。五・六・三、こういう結果が出ています。長寿社会化してきている今日、夫婦の老後の生活がよくなることを考えれば当然の要望かと思われまして。郵政省の年金種類別保有契約加入状況を見ますと、夫婦年金は全体の七・六％。これは非常に少ないわけですが、数字としては、この状況を郵政省はどういうふうに分折して、どうしてこういうふうになるのか、この数字の落差というんですか、これに対して営業

活動をどういうふうにするのか、この点はいかが考えておられますか。

○政府委員(西井烈君) 先生御指摘のとおり、調査結果によりますと、夫婦年金に対するニーズが非常に高いという結果が出ておるわけでございまして、けれども、現実の私どもが販売しております夫婦年金の全体に占める率が七・六%という状況で、かなり乖離があるわけでございします。

アンケート調査によりますと、やはり夫婦どちらかが生存しておればずっと年金が受け取れる、そういう意味での生涯にわたる年金に対するニーズ、期待が非常に高いということを端的にあらわしているんだらうというふうに考えております。それに対して、現状夫婦年金の販売が低調であるというのは、全体の中のシェアの比率になるわけでございしますけれども、定期年金の販売の方が非常に好調だということの対比になるうかと思っております。この定期年金の販売が好調であるという事は、先ほどもちょっと触れましたけれども、退職時から公的年金までのつなぎの期間の生活費の確保として非常にニーズが高いということ、それから終身年金に比べてこの定期年金の方はどうしても掛金が安くなる、したがって手軽に御加入いただける、こういうことが影響しているんだらうというふうに考えております。

ただ、いづれにしましても、今後の高齢化社会というようなことを念頭に置きますと、本来の年金といえますか、終身年金が非常に重要だろうと思ひますし、そういう中で夫婦年金の位置づけというのも非常に大切な課題だというふうに考えております。私どももいたしましては、そういうことに対して国民の皆さん方にてできるだけ御理解をいただくような周知活動を進めるとともに、夫婦年金の販売にもこれから積極的に取り組んでまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○鶴岡洋君 もう時間が来ましたので、最後に一つだけ。

これも先ほど出た問題ですが、カーサ・デ・カンパニア浦安ですか、この開設が七月にされるわけでございします。このいわゆる終身利用型加入者ホームですね、浦安の進捗状況と入居募集状況、反響、まあ反響は先ほど非常によろしい、こういうお話でございしたけれども、私がお聞きしたいのはこの進捗状況と入居募集状況、好反響を受けて、今後この加入者ホームについてどういうふうに考えていくのか、まだ全国的に広がっていくのか、増設するのか、開設をふやしていくのか、今後どうするのか、その辺をお聞きしたいんです。

○政府委員(西井烈君) カーサ・デ・カンパニア浦安の入居募集等の進捗状況でございしますけれども、開設を平成三年七月一日以降ということに予定をいたしておりますので、それをめどにして今着々と準備を進めておるところでございします。

入居募集につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の九月二十日から十一月二十日まで申し込みを受けつけまして、六百十九件の申し込みがございしました。それを本年の二月十一日に公開抽せんをいたしまして、百九十九名の入居予定者を決定したところでございします。その後、入居の条件をいたしまして一人で不自由なく生活ができるというような、他に迷惑を及ぼすことがないような当初の入居の時点における健康状態というのが必要でございしますので、そういった健康診断を実施いたしまして、最終的な入居者は三月の二十日に決定いたしております。それから、今後の予定といたしましては、入居の契約なり、あるいは入居金を納めていただいて、七月一日以後入居していただく、こういう予定にいたしております。

それから、反響等については、先ほど大臣が申し上げたとおり、モデルルームの見学会等もやりましていただいても、来ていただいた方々からは大変好評だということでも伺っております。

それから、今後のこの種施設の予定でございしますけれども、何回も繰り返すようでございします。

けれども、これは簡保事業としては初めてのパイロットプランということで、まず首都圏の近郊につくらせていただいたということでございします。その後の運営状況等を十分検討をしながら、また郵政審議会からもこの浦安型の加入者ホーム等を含めて、加入者福祉のあり方について長期展望を持って早急に考え方をまとめたいという要望もいただいておりますし、私どもの調査研究会でも今専門の小委員会をつくりましていろいろ御議論をいただいているところでございしますので、そういった検討結果も私ども十分参考にさせていただきます。きましてこれから今後のあり方について検討してまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○鶴岡洋君 今は予定はないということですか。

○政府委員(西井烈君) 今具体的な次の予定という意味では考えてございません。

○鶴岡洋君 終わります。

○山中都子君 簡保法の一部改正に当たりまして、三点お尋ねをしたいと思います。

このいうきれいな「みなさまの簡易保険・郵便年金90」、これは一九九〇年ですけれども、事業案内のパンフレットができております。ちょっと具体的にこの中身に関連してお伺いをしたいのですが、初めは契約者貸し付けの問題です。これは具体的にどういふことなのか。要するに、契約者に対してお金を貸すということなんですけれども、貸付期間、つまり返済期間でしようか、それから返済方法、利子、それらはどういふことになるのか、お尋ねをいたします。

それと、これは年金と簡保と両方入っております。もう既に一緒になったわけですから、年金・簡保ともそれぞれ同じことなのかどうかも含めて確認をしたい。

○政府委員(西井烈君) 契約者貸し付けについてのお尋ねでございしますけれども、保険も年金も同様でございします。保険契約者の方の一次的な利便をお図りするという考えから、保険契約を担保にいたしまして契約者貸し付けを行っております。

ういうことでございまして、貸し付けの期間は一年以内ということにいたしております。それから、貸し付けの利率は年六・二五%、こういうことでございします。返済につきましては、借りた額に利息をつけて現金で返していただく……

○山中都子君 一年たつたらということ。

○政府委員(西井烈君) 一年以内でございしますので、一年間のうちにということでございます。それが基本でございします。

○山中都子君 この場合、貸し付けを受けて一定の利子を結局払うわけですね、六・二五。そして返すわけなんだけれども、そうすると配当金を受けるときに何かお金を借りたことのある人とならうと差があるんですね、調べると。それは私はちょっと矛盾するんじゃないかというふうにも思ひます。それからもう一つは、皆さんのパンフレットの中の商品案内のところは「契約者等貸付」となっております。そこにはそういうことは書かれていないんですね。お金を貸すことができる。「お金が利用になられたときや、一時的に掛金の払込みが困難になられたときなどに、一定の範囲内で貸付けを受けることができます。」というところだけしか書いてなくて、配当金について差が出るというようなことは何ら記されてないんですね。だから、それも余りいいことじゃないと思うんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(西井烈君) 契約者貸し付けにつきましては、先ほど基本的な点を申し上げましたけれども、契約の積立金を担保といたしまして一時的に資金を融資するということで貸付制度を設けておるわけでございします。

その貸し付けの利率、先ほど六・二五%ということをお申し上げましたけれども、これは保険料そのものの計算の基礎になっております。貸付利率というのがございしますが、それをベースにして決めさせていただいておる、こういうことでございします。予定利率はあらかじめ保険料の計算の基礎に織り込んでおりますので、言いかえしますと、その利息分だけ保険料が低くセツトされるようになります。

ことが本当にせこいと思うんだけど、どうですか。理由とそれからその分布なども、私はそういうふうにに推定するんだけど、大体ここが一番多いんじゃないですか、前納する方たち。

○政府委員(西井烈君) お答えいたします。

最初にお尋ねの保険と年金も同じかという点でございますすけれども、これは同じように扱っております。扱うことになっております。

それから、前納割引の改正の関係でございますすけれども、前納割引率につきましては、集金の効率化あるいは前納保険料を運用することによりますす利子の収入等に基づきまして決定をいたしておりますというところでございますす。六十二年の九月に改正正したわけでございますすが、その改正前と改正後

おりの状況でございます。払込期間が二年以上は一年ごとに割引率を設定するというような状況でございましたけれども、これを月ごとにきめ細かく設定するというに変えまして、何年何カ月でもその相当分の割引が行えるように入会者の利便を考えて改正したというのが一点でございます。

そういう考え方でやっていきましたところ、割引率が長期のものはほとんど引き上げになっておるのでございますけれども、一年以内の短いもののうち六カ月、一年、先生御指摘になったところが若干割引率が引き下げられた、こういうことでございます。一年以内の短期のものの中でも割引率が引き上げられた部分もあるわけでございまして、できるだけきめ細かく設定をしたということがこういう結果になっておることでございます。

利用状況でございますけれども、平成元年度の新規契約ということで、状況を見てみますと、いろんな形の前納をやっている全前納契約の中で六カ月前納が一八％、一年前納が三二％、残りの四九％余りがそのほかの前納ということで、これは全期前納といえますか、まとめて払うというものがかなり大部分である、こういう状況でございます。

○山中都子君　そうでしょう。やっぱりほとんど半分が半年、一年ですね。一年の方が多いわね。それで、ちょっと伺いますけれども、おたくの方、何か短期でも割引率がよくなったところがあるとおっしゃったけれども、それはどこ。参考のために聞かせてください。

○政府委員(西井烈君)　失礼しました。先ほどの御答弁の中で、私前納の利用率のところでは平成元年度と申し上げたかもしれませんが、二年度の誤りでございまして訂正をさせていただきますか、と思ひます。

それから、今お尋ねの点で、改正後よくなったところでございますけれども、五カ月のところが改正前は〇・一でございましたけれども、これが

〇・二ということになっておりますし、それから九カ月のところが〇・五が〇・六、この辺は大きくくりして改正前は決めておりましたので、九カ月、十カ月、十一カ月のところがそれぞれ〇・一あるいは〇・二、〇・三引き上げられた、こういう形になっております。

○山中都子君　私どうしてそういうふうにしたのかわからないんですけれども、さつきちょっと御答弁があったんですけれども、一カ月刻みになすったんですか。

○政府委員(西井烈君)　一カ月刻みといいますが、一番短かい前納期間は三カ月でございます。それからずつと一年まで一カ月刻みに直したというところ、そういうことで計算し直したと、こういうことでございます。

○山中都子君　そういうふうになると、六カ月のところから〇・五カ月割引だったのが〇・三カ月になるといふのは、私はどうしても計算が合わないと思うんですけれども、ちょっと今その計算にここで深入りしているわけにいかないの、後ほど正確にその割引率を変えた根拠とそれから実際にこれで幾らになったのだということを資料として私にくださいます。それはよろしいですね。どうももう一つよくわからないものですから。

○政府委員(西井烈君)　わかりました。

○山中都子君　それで、いづれにしても、約五〇％の方たちが前納している六カ月前、一年分のところが、先ほど申し上げましたような数字で結果的に見ると割引率が下げられているということ、これはやはり加入者の側にとっては余り感じのいいものではないし、あなた方がここでいろいろと宣伝していらつしやることにも疑問を感じさせるものになってしまふと思ひますので、ここはひとつ御検討いただきたい。私の方もその資料をいただいてからさらに一度研究したいと思ひます。もう一つ、郵便振替口座を通じて払い込むと一・五％の割引になるというふうになっておりますけれども、この根拠は何なのかということをお尋ねいたします。

○政府委員(西井烈君)　保険料の払い込みにつきまして、郵便振替の払い込み制度というのは昭和六十二年の四月から導入をいたしましたわけでございまして、割引料の率は一・五％ということにいたしております。この割引率につきましては、集金関係事務のうち集金そのものが省略できるといういわば節約によるコスト、それから自振りに伴う引き落とし手数料等が新たに必要になるというような点などを総合的に勘案いたして一・五％と設定したものでございます。

○山中都子君　要するに、集金手数料に当たるといふことでですね。省力できるのが集金手数料だからというところでですね。それから振り込みの手数料をマイナスして一・五％になるということですね。

○政府委員(西井烈君)　そういうことです。○山中都子君　そうしますと、次に伺いたいことは、今のことと関連するんですが、三点目の問題として、今まで年金と簡保と同じようなパターンで商品ないしはサービスもおたくの方で宣伝されてきている。これで、年金にはないけれども簡保にあるというのの大きな問題が団体加入割引ですね。この制度は、私は大分かなり前の当通信委員会一度取り上げたことがあるんですけれども、やはり問題がいろいろあるんです。

二十一ページを見させていただきますと、この団体割引には七％の割引がつくんです。そして、その中で二％が集金手数料とかあるいは事務手数料とかに当たるものとして割引しますと、団体加入したときに、団体加盟したときに、あとは契約者還付金五％となつていふんです。それは、そういうふうな今までも伺つてきましたけれども、その点は間違いないでしょうか。

○政府委員(西井烈君)　そのとおりでございます。○山中都子君　それで、これは相当なお金になるんですね。私も調べてみて本当に驚くんですけれども、五％というのはかなり大きな金額になるわけなんです。団体の主なものはいわゆる同趣同好団体だと思うんですが、私が今ちょっと手元に資料として持っておりますのは、これは練馬区の連合会ですか、この資料を持っていますんですけれども、これは事前に郵政省の担当の方にお見せしてありますのでお調べいただいていると思うんです。主なものは観劇、旅行、人間ドックということがほとんどなんです。その三つがほとんどなんです。これはやはり全体的にこういう状況になつていられるわけでしょうね。どうなのでしょう。

○政府委員(西井烈君)　お答えいたします。団体の制度にはいろんな団体があることは御承知のとおりだと思いますけれども、私も大きな区分といたしましては、地域団体それから職域団体、そのほかの団体ということで、先生御指摘になりました観劇なり人間ドックなり旅行の団体というふうなものも結成されているというふうなことでございます。全体的な状況につきましては、平成三年二月末現在でございますけれども、団体数二十九万組ございますけれども、団体の形態別に申し上げますと、地域団体が五三％、それから職域団体が一八％で、同趣同好団体が二七・九％、その他若干同業組合団体といったようなものもございます。

以上のような状況でございます。○山中都子君　私申し上げているのは、要するにその金額のことからちょっと伺っているんです。この練馬でいただいた資料によりますと、収支決算書の中で支出のところで見ますと、積立金繰り入れ百分の五、つまり五％の還付ですね。この積立金が全部で三億九百二十八万七千四百四円と、こうなつていふんですね。五％で三億ですか、大きいんですよ。それで、これは練馬だけですよ。この内訳が、金額として旅行会が一億四千八百四十八万、観劇会が一億二千八百四十万、人間ドック友の会が三千二百九万。これでもうほとんどなんです。その他というのは三十万しかないの。三億九百二十八万のうち、その他というのは三十万しかなくて、あとは圧倒的に旅行会、観劇会、人間ドック、これで全部占めているんです。そのことを私は申し上げたの。お聞きしたの。練馬で

それで、先生お触れになりました旅行団体の中で、旅行に参加しなかった方々に五〇％だけを還付するというお話でございますけれども、私ども練馬の局の団体につきまして聞いたところによりまして、団体の規約の中でも五〇％は還付すると

それとあわせて、こういうようなちよつと不明朗なものを生み出すような素地がどうしたつて出てくるような団体七％割引みたいな形の割引でなくて、むしろ郵便振り込みでもつと割引率を高くするとか、あるいは三％にするとか、そういう方

最近の状況で申し上げますと、平成二年度新契約では平均で二十一万二千元ということで、ちょっと増加傾向が出てきているのかなというふうに思っておりますが、なお私もといいたしましては、年金の加入状況の実態等も踏まえながら、こ

先生御指摘のとおり、簡易保険事業の目的は、なるべく安い料金でサービスを提供しということ

になっておりまして、もちろん私もいたしたくても、それを基本にしている商品の設計なりなんなりに取り組んでおるところでございます。先生がお示しになりました年金の加入条件のもとにおける保険料額あるいは保険についてもそのとおりだろうというふうに思いますが、私も私が行っております市場調査の結果を見ますと、一世帯当たりで平均の払込保険料の月額、生命保険で約四万円、それから個人年金が三・六万円というふうなことになるわけでございます。そういう点から考えてみますと、先ほど先生がお示しになりましたモデルケースでも御利用いただける額ではなからうかなというふうに思っております。

いずれにしても、法律の基本精神にのっとりまして、保険料の負担については今後とも事業の効率的な運営を図るというように一層推進いたしまして、今後とも、限度はございますけれども、できるだけ安い保険料になるようにということで努力をしてみたいと思っております。

○足立良平君 次に、これは簡保・年金事業とそれから民間生保との関係、生命保険との関係についてもお聞きをいたしたいと思うわけでありまして、

これは、もう既に出ておりますように、大正五年に保険事業がスタートいたしております。郵便年金も大正十五年という大変長い経過、歴史を持つていたわけでありまして、私、すべてこの年金あるいはまた保険というものの歴史を調べ切っているわけではございませんけれども、今日までの経過というものを考えてみましたときに、例えば大正五年に保険をつくった、創設をされた時代というものを考えてみましたときに、社会政策上こういう保険というものが極めて必要視をされている、しかし一方において民間の保険というものがそれに耐え得るような状態にはなかった、極端に言いましたら年々保険料額が民間の場合引き上げられていた、あるいはまた勤労者、労働者、当時のそういう人たちが保険に加入していくことので

きないような極めて高額な状況にもあった、そういう中でこの簡易保険制度というものが創設をされて、そして社会政策上大変な役割を今日まで果たしてきたというところは、私は十分その効果というものの、評価というものはしていかなければならないだろう、このように実は思っております。

あるいは、年金にいたしまして、これは帝国議会の大正十五年三月五日時点の議事録をざっと読ませていただきました。その当時から、創設の時点からいわゆる国営の年金というものと民間における生保の年金、そういうものとの関係というものは常に議論をされてきた歴史というものを今日まで持っている。

こういうふうな歴史にみましても、今日段階においても民間生保と国営のこの種の保険あるいは年金事業というものは大変な、どうなのかというところは常に議論をされてきた私は歴史だろう、このように実は受けとめているわけでありまして、

そういう面からいいますと、ちょうど昨年の四月に最終答申が出されました新行革審におきましても、この民間の生保と簡易保険あるいは郵便年金との関係というのが議論をされているわけでございます。そういう面でも、鶴岡委員の方からも民間を圧迫しない範囲とはどういうものであるかという質問も既に出されているわけでございますが、私はあえてちよつと違った面で、そういう点から簡保・年金事業と民間生保との関係、あるいはまた今後の両事業のあり方について、一体郵政省として基本的にとどのようか考えてこれを発展させていくとされているのか、この点についてお聞きを願いたい、このように考えます。

○国務大臣(関谷勝爾君) 先生御指摘の新行革審の最終答申でもうたわれておるわけでございますが、「高福祉高負担型の福祉国家ではなく、国民の自立互助、民間活力を基調にした新たな社会のシステムをつくり上げていかなければならない」というふうにも言われておるわけでございます。先生が述べていただきましたように、今日までの

保険・年金の歴史というものがあつた。そういう中におきまして、例えば民間生保とは同じ生命保険事業に携わるわけでございますから、私はお互いに相競い、それから相補っていく、そして豊かな長寿社会の建設に寄与をしていきたいと考えておるわけでございます。

先生御指摘の簡保事業は税の負担がない、そういう意味で民間生保に比べて有利な面もあるのではないかと。そういう御指摘もあり得ると思ひますが、確かにまたそういうところもあるわけでございます。そういうふうな状態のもとで、ですから先ほど山中先生の御指摘にもありましたように、簡保が持つております、どういいますか、極力保険金を他に比べてその分だけ安くするようにならなければならぬと思つたわけでございます。しかしまた、簡易保険事業といたしますと、これは全国あまねく保険・年金サービスを提供するという責務を負つておるということもございまして、あるいはまた、資金運用面において公共の利益になるよう財投への重点的な運用を行うというふうな、そういう一つの枠もあるわけでございます。

しかし、さつぱらんに申し上げまして、やはりそういう税制上の優遇措置があるというものは大きなプラスの面があるわけでございますから、それを国民の福利に、福祉に還元をするという基本的な考えのもとで私は進めていきたい。決して民間を圧迫しているとは思いません。先ほどの数字もございまして、個人年金全体で二〇・八%、その中で民間に比べて簡保が約三分の一であるという数字を見ましても、そういう圧迫はしていないと私は認識をいたしております。

○足立良平君 今大臣の方から答弁があつたわけでございますが、「平成三年度簡易保険事業経営方針」といふものをちよつと拝見いたしておりますが、「普及の促進と保障の充実」という項がありまして、「販売活動の重点については、販売増強運動の充実、職域開拓及び未加入開拓の推進」ということで、大変これから販売促進というものをや

つていこう、こういう方針がこの経営方針の中に入つておるわけでありまして、

今大臣も御指摘になりましたように、保険あるいはまた年金におきましては、これは民間とのそういう大変な有利なものがある。あるいはまた、何といひましてもこれは国の信用というものがバックについているわけでありまして、あるいはまた郵便、貯金そして保険というこの三位一体の中における販売促進というものがつきましては、これは単に非課税という問題も大きいわけでありまして、けれども、同時にそういうプラス面というものを民間に比べて持つておるというものが私は簡易保険なり郵便年金の特徴だろう、このように思つておるわけでございます。そういう中で、民間生保との完全な顧客獲得競争に本當になつていきつたわけではなからうか、こういう感じも実は危惧をするわけでありまして、その点につきまして再度考え方を聞かせたいと思ひます。

○政府委員(西井烈君) 先ほど大臣からも答弁申し上げましたけれども、保険・年金ともに現在の民保あるいは農協関係等のシェアなり、シェアのとらえ方も件数あるいは保険金というございまして、決して私どもとすれば民間を圧迫しているような状況にはないし、また特に年金につきましては、今まで申し上げましたように、全体的にも普及率が二〇・八%程度ということで非常に低いという状況ではございます。という状況から考えてみましても、先生おっしゃるような状況ではないんじゃないかと。先ほど大臣が答弁いたしましたように、お互いに相競い合いながら相補つて、特に私も全国二万四千の郵便局を通じて山間あるいは離島等も含めて公平にできるだけ保険・年金のサービスを提供していこうというところもございまして、民間との関係で言へば少なくとも現状においてはそういった心配はないんじゃないかなというふうに私も考えております。

○足立良平君 時間もございませぬので、ひとつ要員の適正配置の関係に話題を変えたいと思ひます。

それは簡単に配置がえということを言いましても、やっぱりそこに働いている人たちからいたしますと大変な問題を派生したすわけでありまして、これは相当長期的に本人の犠牲というものなしにやつていく必要性というものが基本的にあるように思います。そして、現在の社会的な状況からいいたしますと、むしろ地方の時代といったらなんですけれども、Ｕターンの時代になってきているわけであります。都市部から地方に帰っていくということは多いんでしようけれども、地方から都市の方に出てくるというのはむしろそういう面では嫌われているという状況にもあるわけでありますから、人事問題といえますか、労務問題というのは、これからの事業の展開にとりまして大変重要なウエイトを私は占めてくるというふうに思えてなりません。

これは郵政省に勤務している職員だけにとどまらずに、一般の企業の場合も含めまして企業中心の生活というものになる。しかも、それは遠距離通勤が中心になってきていますから、居住しているところとそれから仕事をしているところ、職場というものが完全に分離されてしまっている。しかも、地域社会に参加することが一般の勤労者というものではない状態に今なつてきている。郡部におきましては若干、これは職場とそれから住んでいるところ、生まれたところというのはほとんど一緒であるわけでありますが、一般的な都市部あるいはまた都市化傾向がある今日の社会の中にはそういう傾向が極めて強くなっている。それが地域社会というものを崩壊させ、そして人々との関係を大変希薄なものにしてきているというふうに思うわけであります。

そういう点からいたしますと、これは既に大臣も答弁されておりますけれども、個人の生活を中心に置きながら職場との調和をどのように図っていくかという一種のフレックスタイム制、あるいはまた六十歳定年後の企業とのかかわりというのが、むしろ地域社会に帰っていくための準備期間として、例えば短時間労働とその企業の仕事の関係ということも考えていく時代に私はなりつつあるのではないか、このように思っております。

そういう点で、郵政省における人事管理の問題というものはもう少し、これは単に郵政省だけの問題でなしに、総務庁の問題であるのかもしれないけれども、そういう社会のあり方というものがあるのかという、単に郵政省内部の効率化推

そういう面で、一方においては効率化というものが大要求められながら、一方においてはそういう点が求められていると、こういう相矛盾したことを私はあえてここで提起して、郵政省としてこれからそういう問題について一体どのようにその調和策を図っていかれようとしているのか、もしお考え方があればひとつお聞かせを願いたいと、このように思います。

○政府委員(西井烈君) もう大變幅広い御提言をいただいたわけですが、まず第一に、要員の配置にかかわる問題でございしますが、私どもも保険事業を運営するに当たりましては、できるだけ効率的な運営をやつていかなきやいかぬということで、オンラインの整備なり総合的な機械化、効率化を進めてまいりました。と同時に、それぞれの職場の事務量に応じた要員配置ということに常々努力をしてまいつておるわけでございます。

特に御指摘の都市部における無集配特定局等の事務量と要員の関係につきましては、確かに人口とか世帯数、そういったものが都市に集中するという状況が出てまいっております。そういうこととの関連でも保険関係の事務量も増加しております。こういう状況があるわけでございますけれども、私どもといたしましては、地方とそれから事務量の多くなつてきている都市部との定員配置の調整を図らなさいかぬというようなことで、これまで具体的に昭和六十年から平成元年度までの五年間でございますけれども、約八百人ぐらゐの定員の移しかえをやりながら対処しておるといふことでございます。この辺につきましては、私ども今後とも事務量に見合ったできるだけ適正な定員が配置をされるように努力してまいりたい

それから、具体的な職員の採用といいますが、あるいはその転勤等の問題になりますと、御指摘のように、地方にかわりたいという人もいるわけでございますけれども、私どもとすれば、できるだけ採用した管内、郵政局ごとで言いますと、郵政局管内ということになろうかと思えますけれども、そこでできるだけ長く勤務をしていただくということを基本方針にいたしております。いろんな事情中にはどうしても帰りたいというような者が出てくることもあります、なかなか受け入れ先との関係もございまして、難しい点があるわけでございますけれども、それぞれ具体的な状況等を勘案しながら、できるものについてはそういった措置も考えていくケースもあるうか、いわばケース・バイ・ケースによつて対処していくということにならざるを得ないんじゃないかなろうかなというふうに思っております。でございます。

それから、住んでおるところと勤務場所との関係、これもなかなか難しい問題点があるうかと思ひます。私どもの事業におきまして、勤務時間の弾力化というような措置、これはむしろお客様のニーズというようなことも考え合わせたものでございますけれども、そういった措置も講じ、それは結果として職員のフレックスタイムというほどじゃございませんけれども、遠いところの方は若干遅く出てくるということがあるとすれば、それはまたそれで職員にとつてもいいというような面もあるわけでございます。全体的になかなかフレックスタイムまでというわけにはまいらない点がございますけれども、職員の全体的な勤務条件というようなものもこれから十分考えながら事業の発展に尽くしてまいりたい、こんなふうに考えております。

○足立良平君 時間もございませんから、最後に一点だけちよっとお聞きをしておきたいと思ひます。

この平成三年から全国の集配郵便局を通じまして寝たきり老人に対する簡保・年金を、いわゆる

お宅といいますが、おうちへ持つていつて私おうという、こういう方法をとられることになつていゝるように考へてゐるわけでございます。こういう考へ方というのは、まさに郵政省が三位一体としてこういう事業を進めていく場合に、極めていいアイデアだというふうに私は評価をしたいと思います。おるわけでありまして。これは、例えば身障者の問題とか、単に寝たきり老人だけに、さらにこの種の方法を拡大していく考へ方が将来的にあるのかどうかということをおつと聞きいたしておきたいと思ひます。

ただ、實際私も今までボランティア的にこの種のものについて携つた経験がございますけれども、寝たきり老人であるとかあるいはまた独居老人であるとか、現金を持つていたりいろいろなことをやるということになりますと、ある面においては一種のトラブルといひますか事故が発生することもありまして、地方自治体におきましてなかなかその問題については少し憶病なといひますか、慎重な面があるわけでありまして。そういう点も含めまして、もし考へ方があればひとつお聞かせを最後に願ひたいと思ひます。

○国務大臣(関谷勝嗣君) この年金の居宅払いでございますが、この四月から全国的全集配郵便局において実施することといたしておるわけでございます。ですから、当初は寝たきりという限定された範囲でまずはスタートをしようというようなことでございます。いづれにいたしましても、身体障害者で外出が著しく困難である場合という場合にもまた行うように前向きに進めていくといううことでスタートをしたわけでございます。

平成三年度におきましては、そういうようなことで五千件から一万件弱と数は見込んでおるわけでございますが、先生御指摘のございましたように、これのすべてがすべて事故がないように当然やつていかなければならないわけでございます。そういうようなこともございますので、当面は推移も見ながら、どの範囲まで広げていくかというようなことをその後検討していきたいと考えて

おります。

○足立良平君 終わります。

○委員長(一井淳治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(一井淳治君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会